

児童管理システム導入業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和6年6月

浦安市 健康こども部 青少年課

1 趣旨

本募集要項は、児童管理システム導入業務委託の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 概要

(1) 件名

児童管理システム導入業務委託

(2) 業務内容

「児童管理システム導入業務委託 提案依頼書」のとおり。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和7年2月28日まで

なお、保守開始時期は令和7年3月1日とする。

(4) 委託上限額

初期導入経費上限額

8,391,200円以内とする(消費税及び地方消費税を除く)

経常的経費上限額

月額30,000円以内とする(消費税及び地方消費税を除く)

3 担当課等

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市健康こども部青少年課 児童育成係

TEL: 047-712-6453 Email: seisyounen@city.urayasu.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和6年6月3日(月曜日)
質問の締切	令和6年6月10日(月曜日)午後5時
質問への回答	令和6年6月21日(金曜日)
参加申込及び提案書の提出期限	令和6年7月3日(水曜日)午後5時
第一次審査結果の通知	令和6年7月16日(火曜日)予定
第二次審査ヒアリングの実施	令和6年7月25日(木曜日)予定
第二次審査結果の公表	令和6年8月上旬予定
契約協議・契約の締結	令和6年8月中旬予定

5 応募手続

(1) 募集要項の公表

本募集要項に基づき、令和6年6月3日から令和6年7月3日までとする。

(2) 質問の受付と回答

- ・ 質問事項は、「児童管理システム導入業務委託公募型プロポーザル応募様式集」の様式1 質問書に必要事項を記入し、3 担当課等で示したメールアドレスにEメールで提出する。
- ・ 質問の受付期間は、令和6年6月3日から令和6年6月10日午後5時までとする。
- ・ 質問に対する回答は、令和6年6月21日に浦安市公式ホームページに掲載する。

(3) 参加申込及び提案書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は応募様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和6年6月24日から令和6年7月3日

イ 受付時間

午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く。)

ウ 提出先

浦安市健康こども部青少年課

エ 提出方法

浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

応募様式集のとおり。

カ 提出部数

11部(正本1部 副本10部)

電子媒体に記録した電子ファイルも1部提出すること。ファイル形式については、機能要件一覧、出力物要件一覧、見積指定書式は Excel 形式とし、その他の部分は Adobe 社の PDF とする。

(4) ヒアリングの実施

(第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。)

ア 実施日時等

令和6年7月25日に実施予定。日時及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を合わせて4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明 20 分以内(プロジェクターの使用も可)、及び質疑応答 20 分程度の 40 分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。(電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

6 応募者の参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

なお、プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- イ 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、速やかに登録申請を行うこと。
- ウ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- オ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- カ 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 支払金額は第 2 項(4)で定めた限度額内であること。
- ク I SMS やプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。

(2) 情報システム構築の前提条件

「児童管理システム導入業務提案依頼書(RFP)」の別紙 1「情報システムの構築環境」の動作実績を有することが前提となるが、提案書提出期限まで本市テスト環境での検証も認める。

7 提案の審査

(1) 選定委員会

優先契約候補者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会の構成は次のとおり。

委員長	健康こども部長
委員	C I O 補佐官
委員	健康こども部次長
委員	健康こども部青少年課長
委員	健康こども部青少年課課長補佐
委員	総務部情報政策課長
委員	外部審査委員
(事務局 健康こども部青少年課)	

(2) 第一次審査(書類審査)

選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、応募書類を審査し、評価の高い上位5者を選定する。なお、応募者数が5者以下の場合、第一次審査は省略できるものとする。

(3) 第二次審査(書類審査・ヒアリング)

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について審査を行い、最高点を獲得した応募者(機能点及び提案点の合計において、満点の70%以上を獲得した者に限る)を優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、価格点が最も高い応募者を優先契約候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知公表

- ・ 第一次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。
- ・ 第二次審査の結果については、第二次審査対象者にEメールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市公式ホームページで公表する。

(5) 契約協議及び契約

- ・ 市は、第二次審査の結果を踏まえ、優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかにシステム導入業務等にかかる契約を行うものとする。
- ・ 前項の協議が整わない場合は、第二次審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

8 提出書類の取り扱い

(1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。

(2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、審査終了後、本市において破

棄するものとする。ただし、希望があった際は返却するものとする。

9 その他

(1)以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- ・複数の提案をしたもの
- ・虚偽の記載をしたもの
- ・談合等の不正行為があったとき

(2)審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。

(3)応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。